

新しい総合的かつ基本的な施策に関する専門委員会の設置について

平成19年8月22日
政策委員会

地震調査研究推進本部は、平成11年4月に「地震調査研究の推進について―地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策―」（以下「総合基本施策」という）を策定した。

総合基本施策は、平成11年度からの10年程度の地震調査研究推進の基本であるとともに、推進本部の活動の指針として策定されたものであるが、策定から約10年が経過したことを踏まえ、これまでの成果を総括し、今後の10年程度を見越した新たな「総合基本施策」を策定するべく、検討を開始する必要がある。

このため、政策委員会の下に「新しい総合的かつ基本的な施策に関する専門委員会」を設置する。

1. 検討事項

- (1) 次期総合基本施策の位置づけについて
- (2) 今後の地震調査研究の目指すべき目標について
- (3) 地震調査研究の推進方策について

2. 構成員等

- (1) 専門委員会を構成する委員及び専門委員については、政策委員会委員長が別途定める。
- (2) 専門委員会に主査を置き、専門委員会の構成員の中から政策委員会委員長が指名する。
- (3) 主査は、専門委員会に専門家を招へいし、意見を聴取することができる。